

緊急公電

2020年12月03日13時の第8/CD-UBND公電

宛先：市の各局、委員会、機関の長

各区、県、町、村、坊の人民委員長

新型コロナ対策強化についての政府首相の2020年12月02日の1699/CD-TTgの公電及び2020年11月26日の1666/TTg-KGVXにおける指導の実施とする。感染症が複雑に経過している状況の中、ホーチミン市では隔離期間中の隔離者から感染者が発生したことが判明した。感染症に対して油断な行動をとったことが判明した。ハノイ市人民委員長は市の各局、委員会、機関の長および各区、県、町、村、坊の人民委員長に対して以下通り要請する：

1. 引き続き外部からの感染源を厳正に管理する。（感染者がいる場合）ゾーニングをし徹底的に拡大しないようにする。感染症に対する警戒度を引き上げ、感染者が発生しても冷静に対応する。決められた感染対策を統一性があり、効果的に実施していく。
感染対策機動隊を24時間待機させる。医療機関は市内で発生したケースを迅速かつタイムリーに対応できるようにする。市中感染が発生しないよう常に監視を行い、早期発見、迅速な追跡、調査、ゾーニングなどを行っていく。また医療機関での新型コロナの感染対策をより強化していく。
2. マスク着用の義務；隔離施設、人が多い住宅地や市場、スーパー、学校、生産施設、ターミナル、空港、駅、公共交通、特に医療施設など人が多く集まる場所の消毒噴霧など引き続き保健省が推奨した5Kを展開していく。
3. マスクの着用、感染リスクが高い場所の消毒など決められた感染対策を徹底的に実施されているかどうかについて視察団を設立し、視察や督促していく。これらの規定を違反する機関、施設の長および組織、個人に対して、医療分野についての行政処分を規定している政府の2020/9/28の117/2020/ND-CPの政令通りに処罰を行う。
4. すべての隔離者は軍または民間隔離施設にて隔離する必要がある、また隔離に関するプロセス、規定、期間をきちんと遵守すること。二次感染および市中感染が発生しないように隔離施設を厳正に管理すること。
5. 市の公安は各区、県、町、村、坊と連携をし直属する機関に対して、監視、フォロー、タイムリーに処理ができるよう、海外からのすべての入国者で現在その地方で仕事・生活している外国人をレビュー、管理、監視を行うよう指導する。同時に違法入国した人、新型コロナ対策の規定を違反した組織、個人に対して厳正に処罰する。
6. 人が多く集まる不必要なイベントを引き続き停止する。行う場合は感染対策を遵守し、またその地の保健機関、新型コロナ対策指導委員会のガイドラインを遵守

すること。外国、特にリスクが高い国から来る人がいるイベント、活動を開催する場合保健機関に意見照会しなければならない。

7. 感染対策業務および感染対策に関する広報活動を強化し、またハノイ市および全国の新感染対策を更新していく。

各機関がこの公電をきちんと取り組むことを要請する。

- ・ 上記同様
- ・ 新型コロナ対策国家指導委員会
- ・ 市党委書記
- ・ 首相府
- ・ 保健省
- ・ 市の副党委書記
- ・ 市人民委員長
- ・ 市副人民委員長
- ・ 市の新聞機関、放送機関
- ・ 市事務局：事務局長、DHGiang 次長、KGVX 課、NC 課、TKBT 課、HCTC 課
- ・ 保存

人民委員長
サイン済
Chu Ngoc Anh